

新潟市青山斎場指定管理者募集にかかる質疑回答書

No.	質疑内容	回 答	回答月日
1	業務内容の詳細について（仕様書 p. 5） 植栽等管理業務、施設清掃業務等の内容（詳細、回数等）は前回同様と考えてよろしいでしょうか。	植栽等管理業務及び施設清掃業務等の業務の内容の詳細については、仕様書に記載及び説明会での補足説明のとおりです。 回数や方法については、法令等の規定があるものは、それに従ってください。 法令などの規定がない場合は、それぞれ、仕様書に規定しているような状態を維持し、来場者が気持よく利用できるよう、必要な回数・方法で実施してください。 例えば仕様書 p. 5の「ウ 植栽等管理業務」については、「斎場としての美観を保持するため」に、「構内の樹木剪定、芝生管理、除草、病害虫駆除等」を、必要な方法で、必要な回数を計画的に実施し、また、必要に応じ清掃を行おうにしてください。 各業務を検討いただく際は、要項 p. 2の「6 業務内容」の「(2) 業務における留意事項」及び仕様書 p. 9の「17 業務上の注意事項」にも留意してください。	9月8日
2	式場の利用促進について（仕様書 p. 6） 利用促進に関する業務の中で自主事業についての記述がありますが、詳細をご教示ください。	自主事業は、指定管理業務の範囲外で指定管理者の提案に基づき、指定管理者の責任及び経費負担で施設を使用して行うものです。 実施のためには、市の承認が必要となります。 自主事業収入の増減にかかわらず、指定管理料は増減しません。自主事業の収支は、指定管理者に帰属するため指定管理業務とは口座を分ける等、会計を分けて管理し、実施状況及び収支結果は市へ報告が必要となります。 自主事業の実施のために、専用的に施設の一部を使用する場合、新潟市行政財産条例の規定による行政財産使用許可等の手続きが必要となります。 施設の目的に沿ったもので、指定管理者が民間の創意工夫やノウハウを効かして、施設の効用を發揮するとともに有効活用を図ることができる内容のものがございましたら、ご提案ください。	9月8日
3	食糧費について（様式集 p. 7様式3-2） 新潟市青山斎場管理業務支出積算内訳書において、管理費として食糧費がありますが、内容を教示ください。	管理費としての食糧費については、会議等のお茶代等になります。	9月8日
4	火葬炉セラミックス修理について（仕様書 p. 5） 現在使用しているセラミックス（リフラクトリーセラミックファイバー）が特定化学物質障害予防規則改正により、現在、セラミックスメーカーが規制対象とならない対応製品を開発しています。その新製品を導入することに問題はないでしょうか。	導入することに問題はありません。	9月8日